

令和元年度東京都税制調査会 第 2 回 小委員会

「3 ふるさと納税制度に関する資料」

令和元年 7 月 1 6 日

「3 ふるさと納税制度に関する資料」 目次

資料名	頁
ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）①②③	1
ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）	4
ふるさと納税の受入額及び受入件数（東京都計）	5
ふるさと納税に係る控除の適用状況（都道府県別）	6
ふるさと納税に係る控除額の推移（全国計）	7
ふるさと納税に係る控除額の推移（東京都計）	8
ふるさと納税と地方交付税制度との関係	9
ふるさと納税が地方団体に与える影響	10
ワンストップ特例制度の概要	11
ふるさと納税に係る控除額の内訳（東京都計・平成30年度）	12
ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費（平成29年度）	13
ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果（平成30年11月1日現在）	14
全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安	15
ふるさと納税に関する全国知事会の意見	16
ふるさと納税に関する全国知事会地方税財政常任委員会の意見（案）	17
平成30年度東京都税制調査会答申（ふるさと納税に関する部分抜粋）	18

「3 ふるさと納税制度に関する資料」 目次

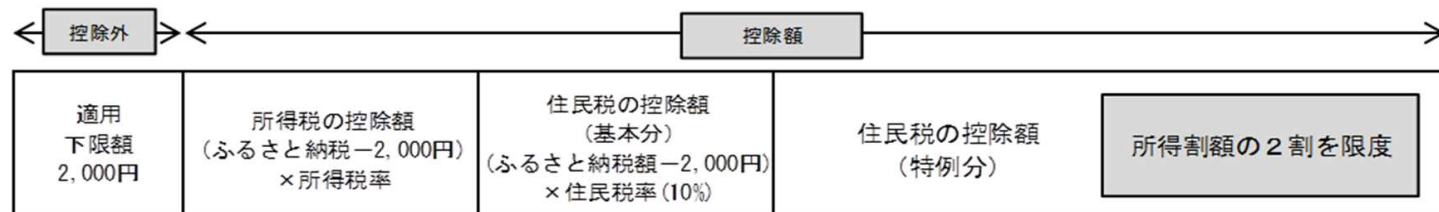
資料名	頁
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要	19
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の認定状況（全国計）	20
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の認定状況（都道府県別）	21
平成29年度東京都税制調査会答申（企業版ふるさと納税に関する部分抜粋）	22

ふるさとと納税制度（個人版ふるさとと納税）

制度概要

・都道府県・市区町村に対してふるさとと納税（寄附）をすると、ふるさとと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

（例：年収700万円の給与所得者（夫婦なし）が、30,000円のふるさとと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）

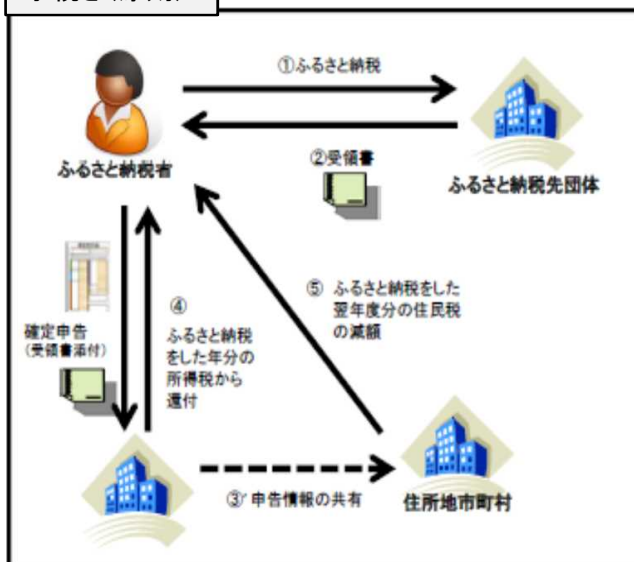


・控除を受けるためには、ふるさとと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。一定の条件で、確定申告不要で控除を受けられるふるさとと納税ワンストップ特例制度あり。

・総務大臣の指定を受けている地方団体であれば、自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

※平成31年度税制改正により、ふるさとと納税（特例控除）の対象となるのは、総務大臣に指定された地方公共団体となった。（令和元年6月1日以後の寄附金から適用）

手続き（原則）



制度創設までの経緯

平成19年6月1日 ～平成19年10月5日	「ふるさとと納税研究会」(総務省)開催(第1回～第9回)
平成19年12月13日	平成20年度税制改正大綱(与党)に盛り込まれる
平成20年4月30日	地方税法改正により、「ふるさとと納税」制度創設

注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）

ふるさと納税制度の見直しに至る経緯	
平成27年1月23日	<p>(事務連絡)平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示など、返礼品(特産品)の送付が、対価の提供との誤解を招きかねないような表示をすることにより、寄附の募集をする行為についての自粛を要請。 ・<u>換金性の高いプリペイドカード等</u>や高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品といった、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為についての自粛を要請。
平成27年4月1日	(総務大臣通知)地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(趣旨は同上)
平成28年4月1日	<p>(総務大臣通知)地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の返礼品についてふるさと納税の趣旨に反するとして送付の自粛を要請。 <ol style="list-style-type: none"> ①金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等) ②資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等) ③高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)
平成29年4月1日	<p>(総務大臣通知)ふるさと納税に係る返礼品の送付等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の返礼品について、ふるさと納税の趣旨に反するとして、送付の自粛を要請。 <ol style="list-style-type: none"> ①金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等) <ul style="list-style-type: none"> ※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。 ※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。 ②資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等) ③価格が高額のもの ④寄附額に対する返礼割合が高いもの ・返礼割合を3割以下とすることを要請。 ・当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないことを要請。
平成30年4月1日	<p>(総務大臣通知)ふるさと納税に係る返礼品の送付等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として、一部の団体で返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品を送付する地方公共団体が見受けられる。 ・返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている地方団体は、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識ある対応を徹底することを要請。 ・地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることを踏まえ、返礼品を送付する場合、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識ある対応を要請。
平成31年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の一部を改正する法律の成立により、6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度の創設 ・ふるさと納税指定制度に係る指定基準を決定、告示
令和元年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）

ふるさと納税制度の見直し（平成31年度税制改正）

○ 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

○ 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

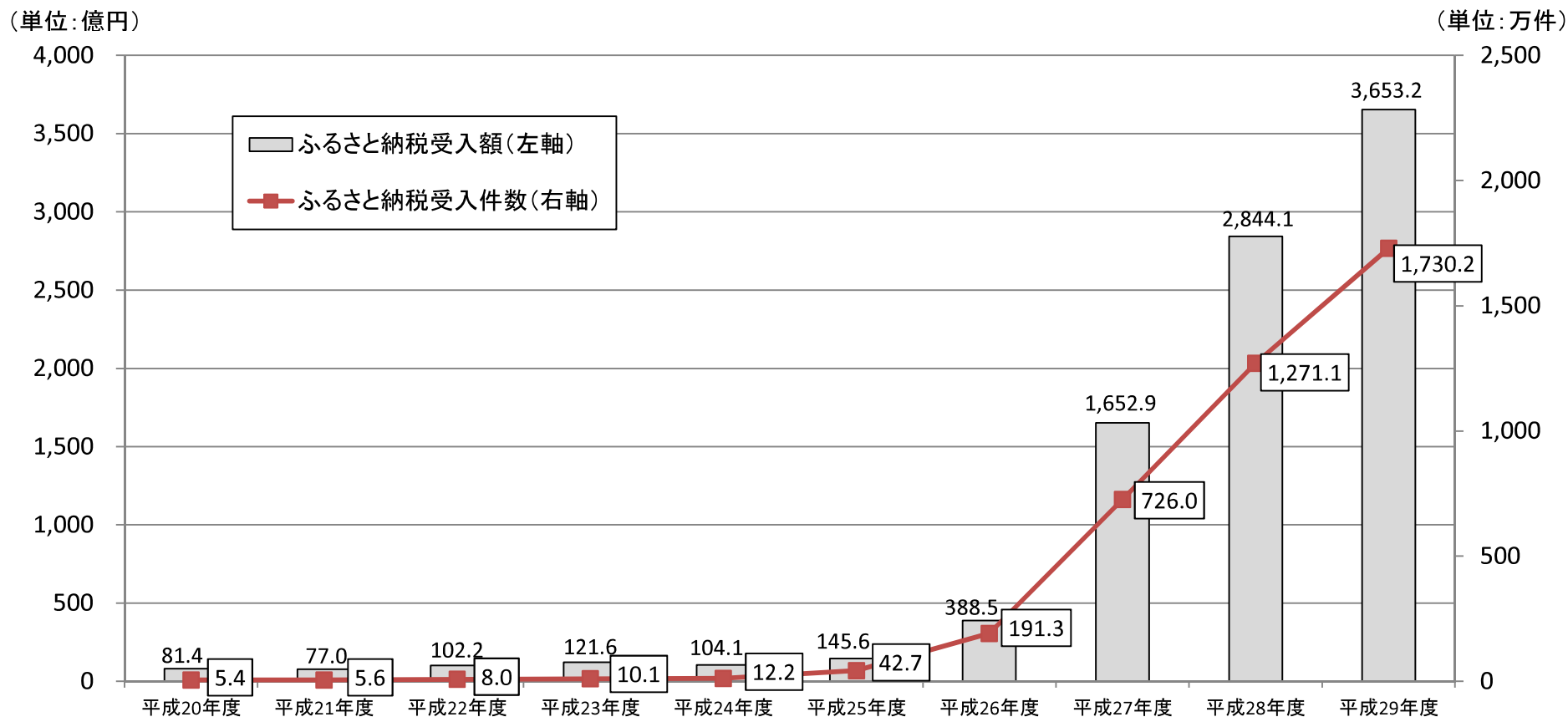
- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

（その他の手続き等）

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

令和元年6月1日以降の指定対象外団体...静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町、東京都（申出書を提出していないため）

ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

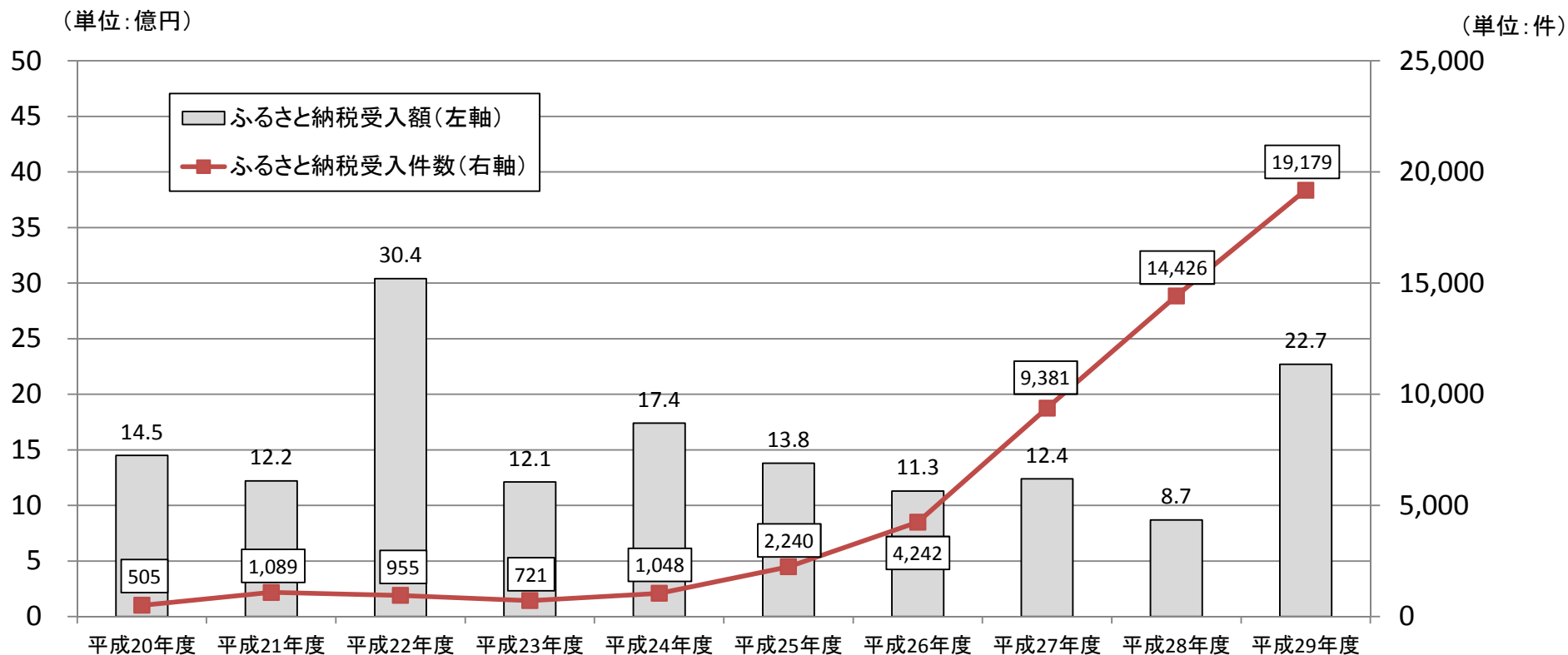


(単位: 千円、件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)	365,316,666 (70,567,197)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)	17,301,584 (3,760,741)

- 注1 全地方団体（都道府県及び市区町村）を対象に調査を実施。
 注2 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）。
 注3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 注4 「平成27年度」から「平成29年度」の欄のうち、（）内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績（把握している限りのデータを回答している地方団体もあり）。

ふるさと納税の受入額及び受入件数（東京都計）



(単位:千円、件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受入額	1,447,502	1,224,714	3,037,672	1,205,647	1,739,358	1,382,904	1,127,737	1,242,893	871,374	2,266,705
全国に占める割合	17.8%	15.9%	29.7%	9.9%	16.7%	9.5%	2.9%	0.8%	0.3%	0.6%
受入件数	505	1,089	955	721	1,048	2,240	4,242	9,381	14,426	19,179

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成30年7月6日）をもとに作成。

注2 受入額及び受入件数は、東京都域内区市町村分も含む。

注3 各自治体で「ふるさと納税」と整理しているものを集計（法人からの寄付を含む自治体もあり）。

ふるさと納税に係る控除の適用状況（都道府県別）

○ 平成28年中（1月1日～12月31日）のふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況は以下のとおり

（単位：人、千円）

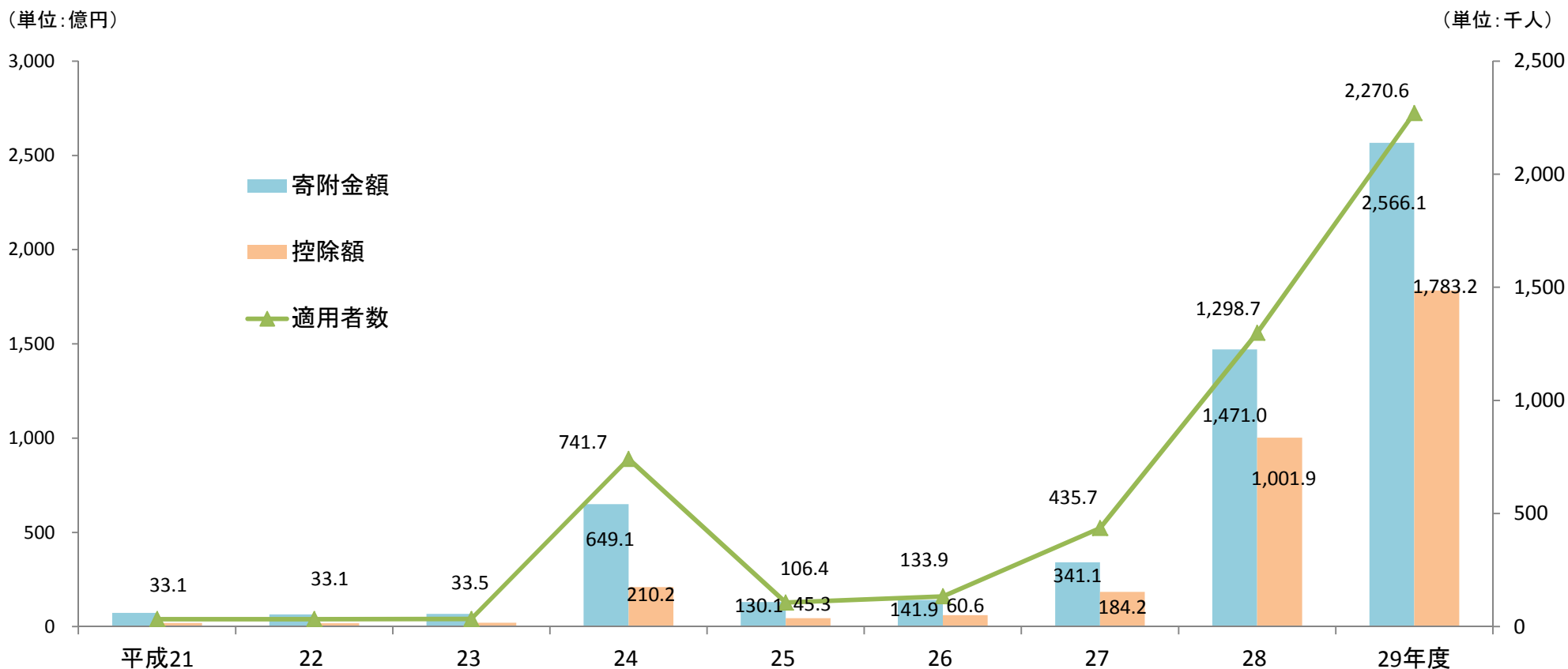
都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち		都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち	
				道府県民税分	市町村民税分					道府県民税分	市町村民税分
北海道	60,755	5,997,256	4,093,139	1,637,271	2,455,868	滋賀県	25,520	2,620,929	1,822,775	729,112	1,093,663
青森県	6,804	689,096	464,834	185,935	278,899	京都府	52,333	6,114,991	4,005,541	1,602,211	2,403,330
岩手県	7,610	829,588	534,039	213,609	320,430	大阪府	200,649	21,988,953	15,191,775	6,076,778	9,114,997
宮城県	26,244	2,687,966	1,918,290	767,315	1,150,976	兵庫県	122,571	13,403,446	9,464,691	3,784,468	5,680,223
秋田県	5,447	594,865	349,667	139,868	209,799	奈良県	28,156	2,994,171	2,111,008	844,399	1,266,609
山形県	7,985	805,994	552,681	221,076	331,605	和歌山県	11,396	1,168,203	821,762	328,706	493,056
福島県	13,823	1,707,448	983,657	393,473	590,183	鳥取県	4,937	428,927	301,878	120,754	181,124
茨城県	35,220	3,337,226	2,408,013	963,212	1,444,801	島根県	4,977	426,504	297,651	119,059	178,592
栃木県	20,990	2,192,619	1,541,317	616,436	924,881	岡山県	25,901	2,399,599	1,717,332	686,917	1,030,414
群馬県	22,574	2,456,118	1,711,395	684,538	1,026,857	広島県	41,134	3,980,089	2,757,192	1,102,891	1,654,300
埼玉県	136,966	13,515,825	9,573,155	3,828,063	5,745,092	山口県	14,381	1,317,154	910,813	364,326	546,487
千葉県	131,062	13,576,264	9,840,777	3,936,372	5,904,405	徳島県	7,258	786,354	545,745	218,329	327,415
東京都	489,131	69,396,892	47,579,912	19,020,676	28,559,235	香川県	11,860	1,177,417	841,572	336,632	504,940
神奈川県	244,680	26,110,151	18,702,138	7,484,440	11,217,698	愛媛県	12,741	1,489,996	933,087	373,239	559,848
新潟県	17,412	1,722,350	1,208,870	483,533	725,338	高知県	5,485	498,997	352,540	141,022	211,518
富山県	9,246	878,512	579,258	231,705	347,554	福岡県	76,384	7,774,504	5,329,343	2,108,253	3,221,090
石川県	12,166	1,275,851	869,949	347,978	521,970	佐賀県	8,154	752,624	520,896	208,096	312,800
福井県	7,314	676,306	470,095	188,038	282,057	長崎県	11,032	1,170,894	806,661	322,668	483,992
山梨県	8,194	1,002,700	634,999	254,003	380,996	熊本県	13,210	1,331,616	825,470	330,185	495,285
長野県	19,622	2,035,285	1,401,295	560,510	840,785	大分県	8,939	1,058,777	654,254	261,738	392,516
岐阜県	29,503	3,172,101	2,175,525	870,197	1,305,328	宮崎県	8,404	797,165	547,891	219,159	328,732
静岡県	49,610	5,040,461	3,556,422	1,422,568	2,133,853	鹿児島県	11,565	1,214,239	829,655	331,855	497,800
愛知県	164,197	18,282,250	12,978,805	5,219,798	7,759,007	沖縄県	10,102	1,056,414	710,963	284,387	426,576
三重県	26,998	2,671,272	1,887,608	755,061	1,132,547	全国	2,270,642	256,606,359	178,316,332	71,320,859	106,995,474

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

2 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」にかかる寄附についての控除額等を取りまとめている。

3 寄附金を受領した地方団体ごとの集計ではなく、寄附者の居住する地方団体ごとの集計である。

ふるさと納税に係る控除額の推移（全国計）



(単位:千円、人)

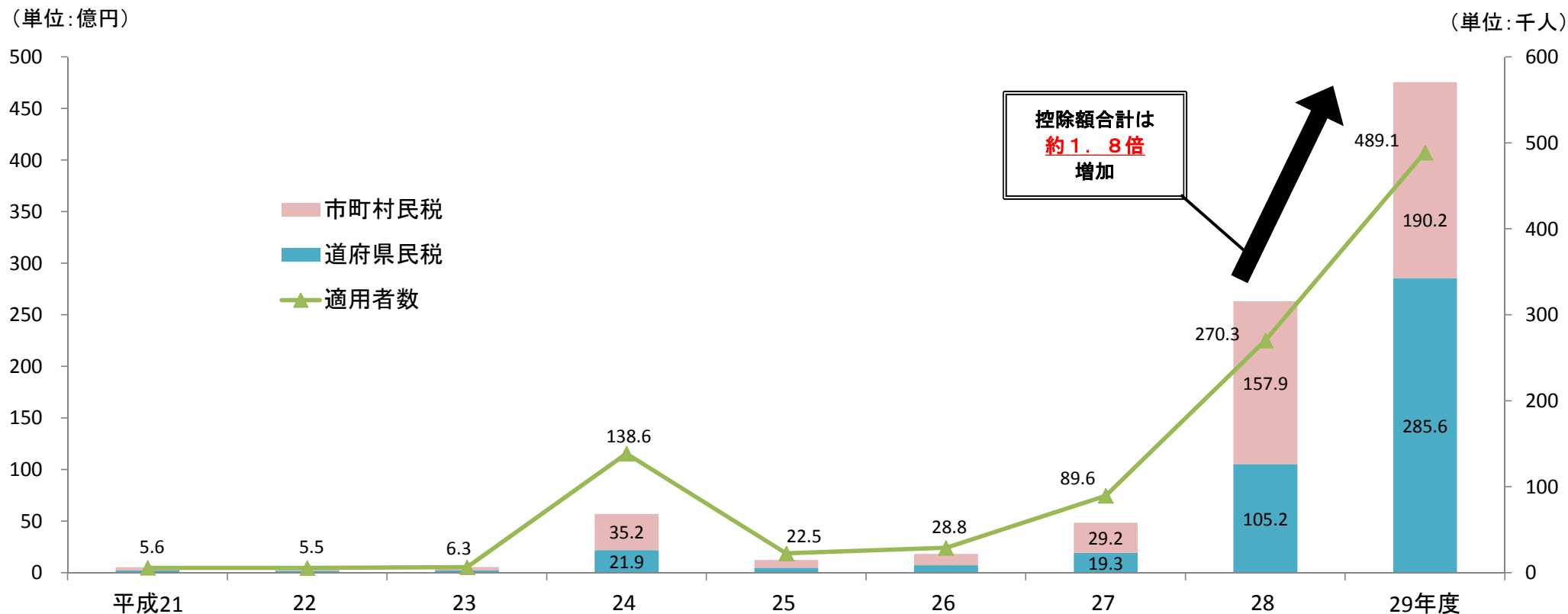
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
寄附金額	7,259,958	6,553,183	6,708,590	64,914,901	13,011,278	14,189,345	34,111,165	147,103,026	256,606,359
控除額	1,891,669	1,805,457	2,043,318	21,017,144	4,526,323	6,062,439	18,424,621	100,191,504	178,316,332
適用者数	33,149	33,104	33,458	741,677	106,446	133,928	435,720	1,298,719	2,270,642

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

注2 各年度の計数は、前年中（例えば、平成29年度については、平成28年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

注3 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめている。

ふるさと納税に係る控除額の推移（東京都計）



(単位: 千円、人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村民税	307,553	286,759	334,741	3,524,740	739,527	1,093,977	2,922,713	15,792,379	28,559,235
道府県民税	205,229	191,524	219,538	2,193,490	488,596	728,194	1,934,170	10,522,136	19,020,676
合計	512,781	478,283	554,280	5,718,230	1,228,123	1,822,171	4,856,883	26,314,514	47,579,912
適用者数	5,593	5,473	6,257	138,584	22,452	28,753	89,566	270,273	489,131

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

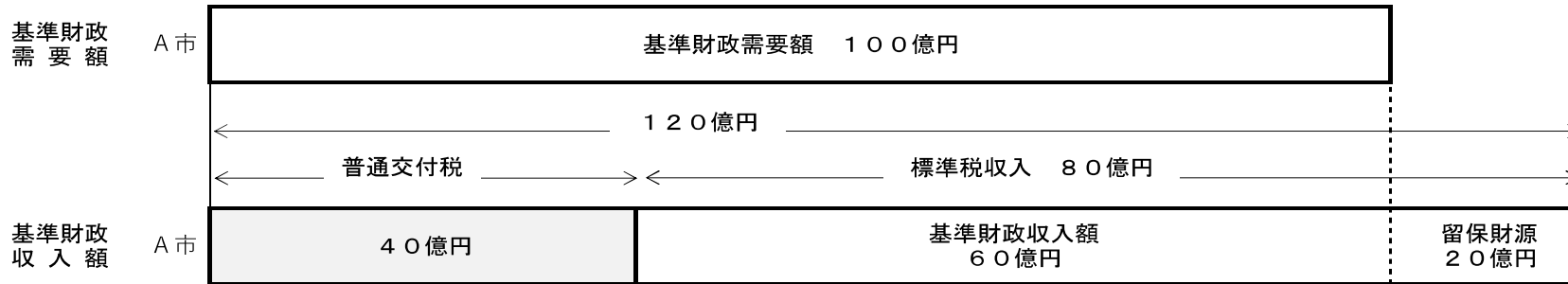
2 各年度の計数は、前年中（例えば、平成29年度については、平成28年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

3 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめている。

ふるさと納税と地方交付税制度との関係

- 普通交付税は、各地方団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額である財源不足額を基準に交付。
- 基準財政収入額の算定式は下記のとおり

$$\boxed{\text{標準的税収入見込額}} \times \text{基準税率 (75/100※)} \times 25/100 = \text{留保財源}$$

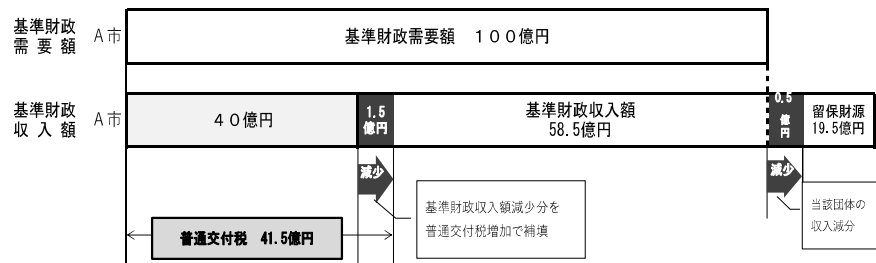


寄附者の住所地の地方団体

基準財政収入額が、住民税の減少分の75%分減少する

交付団体については、住民税の減少分のうち75%分は交付税が増加することにより補われるが、**残りの25%分は、当該団体の収入減となる**

(例) ふるさと納税により2億円控除された場合のイメージ



2億円の控除に対し普通交付税は1.5億円の増加のため、0.5億円の収入減

寄附を受領した地方団体

基準財政収入額に、
当該寄附金は算入されない

寄附金を受けた分、
交付税が減少することはなく、
寄附金額全額が収入増となる

ふるさと納税が地方団体に与える影響

地方団体別の控除額の多い団体（10団体）

（単位：千円）

都道府県	市区町村	平成30年度 市町村民税控除額(注2) 【A】	（参考）	
			平成29年度 個人住民税収(決算額)【B】	個人住民税収に対する 控除額の割合【A/B】
神奈川県	横浜市	10,377,959	300,242,944	3.46%
愛知県	名古屋市	6,050,371	164,963,062	3.67%
大阪府	大阪市	5,528,805	150,518,953	3.67%
神奈川県	川崎市	4,236,717	123,636,270	3.43%
東京都	世田谷区	4,081,756	114,765,146	3.56%
兵庫県	神戸市	3,307,610	94,003,161	3.52%
東京都	港区	3,155,448	70,765,132	4.46%
京都府	京都市	3,011,198	84,877,520	3.55%
埼玉県	さいたま市	2,996,253	95,855,221	3.13%
福岡県	福岡市	2,982,009	93,340,675	3.19%

地方団体別の受入額の多い団体（10団体）

（単位：千円）

都道府県	市区町村	平成29年度 ふるさと納税受入額(注3) 【A】	（参考）	
			平成29年度 個人住民税収(決算額)【B】	個人住民税収に対する 受入額の割合【A/B】
大阪府	泉佐野市	13,532,509	4,664,019	290.15%
宮崎県	都農町	7,914,819	311,324	2541.31%
宮崎県	都城市	7,474,220	6,192,183	120.70%
佐賀県	みやき町	7,223,542	977,858	738.71%
佐賀県	上峰町	6,672,270	411,095	1623.05%
和歌山県	湯浅町	4,951,282	419,281	1180.90%
佐賀県	唐津市	4,388,880	4,603,503	95.34%
北海道	根室市	3,973,346	1,281,744	310.00%
高知県	奈半利町	3,905,639	97,667	3998.93%
静岡県	藤枝市	3,708,148	7,985,792	46.43%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成30年7月6日）、同「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額の実績等）」（平成30年7月27日）及び同「地方財政状況調査関係資料」をもとに作成。

2 控除額の計数は、平成29年1月1日から12月31日までのふるさと納税について全市区町村を対象に行ったふるさと納税に関する現況調査（平成30年度課税の状況（6月1日時点））を基に算出した計数である。

3 受入額の計数は、全地方団体を対象に、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）

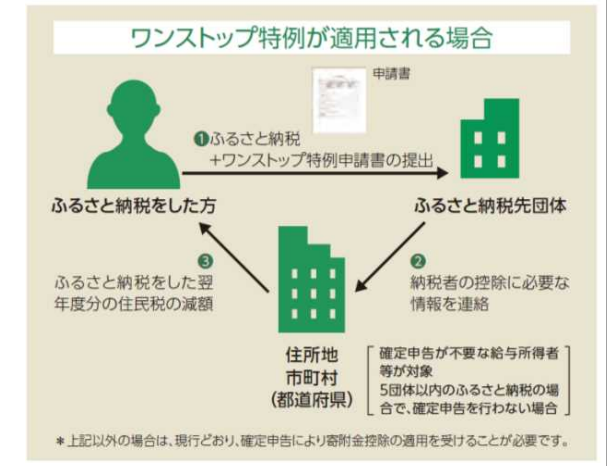
を調査したもの（平成30年7月6日時点）。また、ふるさと納税受入額等の実績は平成29年度決算見込みの状況である。

ワンストップ特例制度の概要

制度の概要

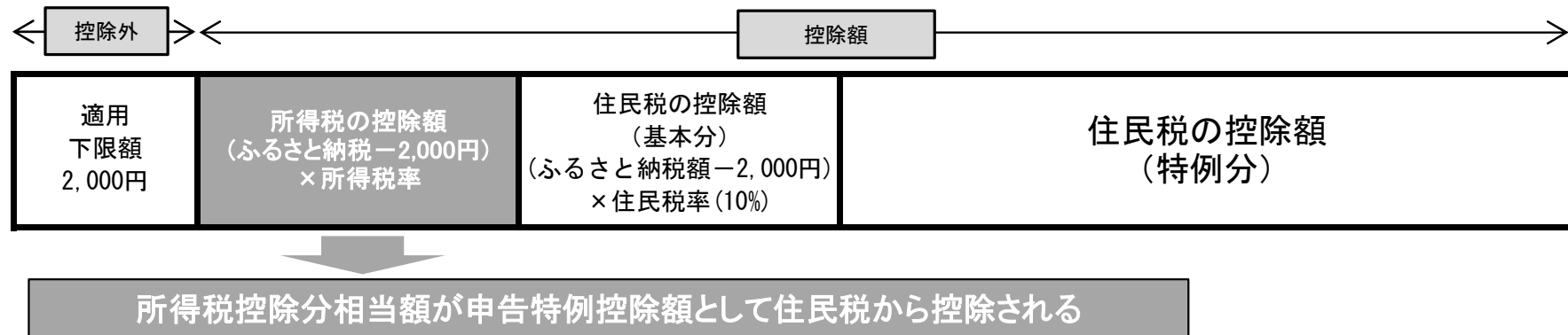
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が少ない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で控除を受けられる特例の手続き（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

- 確定申告を行った場合と同額を控除
- マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
- 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要



所得税控除分の取扱い

○本特例が適用される場合、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。



注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税に係る控除額の内訳（東京都計・平成30年度）

- 特例制度適用者の寄附金税額控除額（ふるさと納税ワンストップ特例制度利用分）は控除総額の約2割を占める。
- 個人住民税から控除される申告特例控除額（所得税控除分相当額）は約30.3億円である。

道府県民税		市町村民税	
40.0% (258.2億円)		60.0% (387.5億円)	
		特別区分 49.7% (321.1億円)	市町村分 10.3% (66.4億円)
特例制度適用者の 寄附金税額控除額		特例制度非適用者の寄附金税額控除額	
23.8% (153.9億円)		76.2% (491.9億円)	
申告特例控除額 4.7% (30.3億円)	申告特例控除額を除く 寄附金税額控除額 19.1% (123.6億円)		

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成30年7月27日）をもとに作成。

2 各計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに、寄附金税額控除に係る数値について、事前に調査し、とりまとめたもの（平成30年6月1日時点）であり、一部、この調査をもとに推計した数値を含む。

3 「特例制度適用者の寄附金税額控除額」は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る寄附金税額控除額である。

4 「申告特例控除額」は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額である。

ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費（平成29年度）

- ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費の全団体合計額及び全国のふるさと納税の受入額（約3,653.2億円）に占める各経費の割合は下記のとおり

区分	金額(百万円)	ふるさと納税の受入額 に占める割合
返礼品の調達に係る費用	140,615	38.5%
返礼品の送付に係る費用	24,098	6.6%
広報に係る費用	5,570	1.5%
決済等に係る費用	7,752	2.1%
事務に係る費用、その他	24,671	6.8%
合計	202,707	55.5%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（平成29年度実績）」（平成30年7月6日）より作成。

2 ふるさと納税受入額等の実績は、平成29年度決算見込の状況。

ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果（平成30年11月1日現在）

- 地方団体に対して、11月1日時点における返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の送付状況について照会。
- 都道府県からの回答内容を基にとりまとめた調査結果は以下のとおり。（今後、新たに追加して判明する可能性がある。）

「返礼割合実質3割超」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点
（前回調査）
246団体
（13.8%）

見直し完了等 ▲225団体
新たに判明 + 4団体



11月1日時点
（今回調査）
25団体
（1.4%）

（参考）
9月1日時点調査における
11月1日時点の団体見込数
174団体
（9.7%）

「地場産品以外」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点
（前回調査）
190団体
（10.6%）

見直し完了等 ▲164団体
新たに判明 + 47団体



11月1日時点
（今回調査）
73団体
（4.1%）

（参考）
9月1日時点調査における
11月1日時点の団体見込数
163団体
（9.1%）

※上記98団体（延べ数）のうち**7団体**が返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の双方を送付

（いずれかの返礼品を送付する団体は**91団体**（5.1%））

※（ ）内は全団体（1,788団体）に占める割合

全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

○ふるさと納税を行う者本人の給与収入とその家族構成別のふるさと納税額（年間上限）の目安一覧である（平成27年以降）。
 ○ふるさと納税額（年間上限）は、2,000円を除き全額が所得税（復興特別所得税を含む。）及び個人住民税から控除される額の上限である。

ふるさと納税を行う者本人の給与収入	ふるさと納税を行う者の家族構成						
	独身又は共働き ^{注2}	夫婦 ^{注3}	共働き+子1人 (高校生 ^{注4})	共働き+子1人 (大学生 ^{注4})	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
650万円	97,000	77,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
750万円	118,000	109,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
850万円	140,000	131,000	131,000	127,000	121,000	118,000	108,000
900万円	151,000	141,000	141,000	138,000	132,000	128,000	119,000
950万円	163,000	154,000	154,000	150,000	144,000	141,000	131,000
1000万円	176,000	166,000	166,000	163,000	157,000	153,000	144,000
1100万円	213,000	194,000	194,000	191,000	185,000	181,000	172,000
1200万円	242,000	239,000	232,000	229,000	229,000	219,000	206,000
1300万円	271,000	271,000	261,000	258,000	261,000	248,000	248,000
1400万円	355,000	355,000	343,000	339,000	343,000	277,000	277,000
1500万円	389,000	389,000	377,000	373,000	377,000	361,000	361,000
1600万円	424,000	424,000	412,000	408,000	412,000	396,000	396,000
1700万円	458,000	458,000	446,000	442,000	446,000	430,000	430,000
1800万円	493,000	493,000	481,000	477,000	481,000	465,000	465,000
1900万円	528,000	528,000	516,000	512,000	516,000	500,000	500,000
2000万円	564,000	564,000	552,000	548,000	552,000	536,000	536,000

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」資料をもとに作成。

2 「共働き」は、ふるさと納税を行う者本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指す。（配偶者の給与収入が201万円超の場合）

3 「夫婦」は、ふるさと納税を行う者の配偶者に収入がないケースを指す。

4 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す。

5 住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースである。社会保険料控除額は、給与収入の15%と仮定。

ふるさと納税に関する全国知事会の意見

「『平成31年度与党税制改正大綱』について」（平成30年12月14日）（抜粋）

3 ふるさと納税制度の見直しについて

- 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）が3割を超えるものや地場産品以外のものなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体について、ふるさと納税の対象外とするとされたことは、やむを得ない措置と受け止めている。
- 地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、返礼割合の高いもの、地場産品以外のものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知も踏まえつつ節度ある運用とすべきである。
- 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」について、寄附払込時期の弾力化や基金への積立要件の緩和など制度の運用改善が図られたことは、全国知事会の提言に沿ったものとして評価する。引き続き、一層の活用促進を図るため、制度のあり方等について検討すべきである。

ふるさと納税に関する全国知事会地方税財政常任委員会の意見（案）

■ 「地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）」（令和元年7月3日）

（ふるさと納税に関する部分抜粋）

Ⅲ 地方創生の推進

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

- ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。
- そのため、2019年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする、新たな「ふるさと納税指定制度」が創設され、本年6月から施行されたところである。
- 今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、今回の制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。
- また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取り組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものであり、制度の継続は当然行うべきである。2019年度（令和元年度）税制改正においては、地方創生関係交付金の対象事業に併用することを可能とすることや基金への積立要件の緩和、寄附払込時期の緩和など制度の運用改善が図られたところである。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では「今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する」とされているが、一層の活用促進を図るため、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄附を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなどについて検討すべきである。その際、納税地における企業の受益と負担の関係を踏まえれば、現行の地方税の控除上限額を維持すべきであること、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止などモラルハザードにならないようにすることに留意すべきである。

平成30年度東京都税制調査会答申（ふるさと納税に関する部分抜粋）

IV 地方財政調整制度等における諸課題

3 ふるさと納税

（「ふるさと納税」の状況）

- ・ 「ふるさと納税」とは、平成20年度税制改正で創設された個人の寄附金控除制度をいう。都道府県・区市町村に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税と個人住民税から全額が控除されるものであり、いずれの地方自治体に対する寄附でも対象となる。
- ・ 近年、地方自治体による過剰な返礼品競争などが指摘されており、平成30年9月、総務大臣は、制度の趣旨に沿わない返礼品を送付している地方自治体についてふるさと納税の対象外にすることもできるよう制度の見直しを検討すると表明した。

（「ふるさと納税」の問題点）

- ・ 「ふるさと納税」による寄附金は、地域の活性化に資するとともに、自然災害を被った地方自治体には多額の寄附が寄せられ復興支援にも寄与している。しかし、利用者の多くは、実質2,000円の負担で得られる返礼品を目的に「ふるさと納税」を行っていると考えられ、無償であることが前提の「寄附」とはかけ離れた実態となっている。また、「ふるさと納税」は寄附額のうち2,000円を超える部分の全額が控除され、その他の寄附金税額控除と著しくバランスを欠いているので、寄附者の負担額を増やすべきであるという意見もある。
- ・ 「ふるさと納税」は、寄附者の年収が高いほど、所得税と個人住民税から控除される年間上限額が高くなる仕組みとなっている。高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされているこの制度は、垂直的公平の観点で大きな問題がある。
- ・ 「ふるさと納税」を受けた地方自治体では当該寄附の全額が歳入となるのに対し、寄附を行った者が住所を置く地方自治体が不交付団体の場合は控除額全額が減収となり、交付団体の場合は控除額の75%が地方交付税で補てんされる。すなわち「ふるさと納税」は、主に不交付団体の税収と交付団体が受けるべき地方交付税を減少させることにより、寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させる制度であると言えることができる。
- ・ そもそも個人住民税は地域社会の費用を住民が広く負担する税であり、居住地でない地方自治体への寄附により、居住地である地方自治体から税額控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度である。「ふるさと納税」は抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである。
- ・ さらに、地方自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行うという観点からは、国が全国一律の制度として「ふるさと納税」を定めるのではなく、各地方自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられる。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から平成31年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

○企業が寄附しやすいように

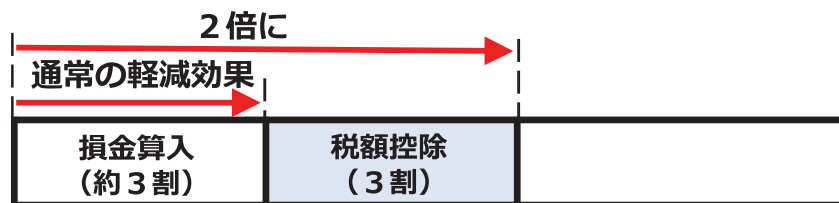
- ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**

○寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○**寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

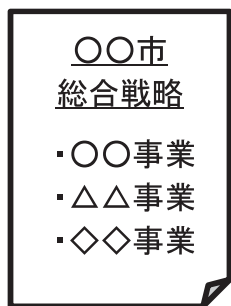
地方公共団体が設置した**基金の積立**に寄附金を充てることにより、**複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能**【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

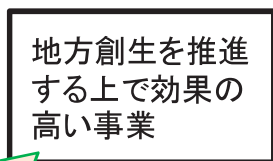


制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②地方公共団体^{※1}が
地域再生計画を作成



地方創生関係交付金
との併用可能
【平成31年度～】

③計画の認定



④寄附^{※2}



⑤税額控除



国
(法人税)



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

**認定実績（平成30年度第3回認定後） 613事業 総事業費1,306億円 40道府県360市町村
 年3回（30年度は、7月、11月、3月）認定**

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より抜粋。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業の認定状況(全国計)

- 「企業版ふるさと納税」の対象事業である「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」は内閣府地方創生推進事務局が認定
- 平成30年度の認定状況は下記のとおり

事業分野	第1回 (平成30年7月6日)		第2回 (平成30年11月9日)		第3回 (平成31年3月29日)		合計	
	認定 事業数	全体事業費 (億円)	認定 事業数	全体事業費 (億円)	認定 事業数	全体事業費 (億円)	認定 事業数	全体事業費 (億円)
しごと創生	17	19	9	20	65	39	91	78
地方への人の流れ	4	9	3	5	17	11	24	25
働き方改革	0	0	0	0	6	1	6	1
まちづくり	1	0	1	5	18	20	20	25
合計	22※1	28	13※2	30	106※3	71	141	129

※1 このほか、既認定の24事業を変更認定。

※2 このほか、既認定の13事業を変更認定。

※3 このほか、既認定の50事業を変更認定。

【事業分野】

- ・ しごと創生…地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等
- ・ 地方への人の流れ…移住・定住の促進、生涯活躍のまち等
- ・ 働き方改革…少子化対策、働き方改革等
- ・ まちづくり…小さな拠点、コンパクトシティ等

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より作成。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業の認定状況(都道府県別)

○ 平成30年度に認定した事業数及び総事業費(第3回認定分については2019年度事業費)の合計を都道府県別に集計

(単位:件・千円)

	認定事業数			総事業費	割合
	道府県分	市町村分	合計		
北海道	1	5	6	717,701	5.5%
青森県	1	5	6	988,619	7.6%
岩手県	0	3	3	57,700	0.4%
宮城県	4	5	9	357,299	2.8%
秋田県	2	3	5	414,329	3.2%
山形県	0	1	1	41,663	0.3%
福島県	0	3	3	39,361	0.3%
茨城県	0	3	3	279,810	2.2%
栃木県	0	2	2	42,390	0.3%
群馬県	0	1	1	10,800	0.1%
埼玉県	2	0	2	27,632	0.2%
千葉県	0	3	3	77,500	0.6%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	2	2	36,718	0.3%
新潟県	0	4	4	222,492	1.7%
富山県	1	1	2	48,400	0.4%
石川県	0	0	0	0	0.0%
福井県	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	2	4	6	342,469	2.6%
岐阜県	1	6	7	369,975	2.9%
静岡県	0	2	2	257,121	2.0%
愛知県	1	3	4	443,934	3.4%
三重県	0	0	0	0	0.0%

	認定事業数			総事業費	割合
	道府県分	市町村分	合計		
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	2	3	196,770	1.5%
大阪府	0	4	4	1,105,252	8.5%
兵庫県	3	4	7	286,802	2.2%
奈良県	0	5	5	49,189	0.4%
和歌山県	0	1	1	11,000	0.1%
鳥取県	0	1	1	11,000	0.1%
島根県	0	2	2	44,281	0.3%
岡山県	2	6	8	2,192,729	16.9%
広島県	0	7	7	909,296	7.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	0	1	1	17,800	0.1%
香川県	0	1	1	4,105	0.0%
愛媛県	0	0	0	0	0.0%
高知県	2	1	3	492,636	3.8%
福岡県	0	6	6	1,830,335	14.1%
佐賀県	0	1	1	8,500	0.1%
長崎県	0	1	1	220,915	1.7%
熊本県	0	6	6	307,771	2.4%
大分県	0	3	3	41,000	0.3%
宮崎県	0	4	4	133,612	1.0%
鹿児島県	0	6	6	329,227	2.5%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
全国計	23	118	141	12,968,133	100.0%

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より作成

平成29年度東京都税制調査会答申(企業版ふるさと納税に関する部分抜粋)

II 税制改革の方向性

2 法人課税

(5) 企業版「ふるさと納税」

- 平成28年度税制改正において創設された地方創生応援税制(企業版「ふるさと納税」)は、地方自治体が行う一定の地方創生事業(地方創生を推進する上で効果が高いとして内閣府が認定した事業)に対する法人の寄附について、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を講ずるものである。
- この制度は、地方交付税の不交付団体であって三大都市圏に所在する地方自治体と企業の本社が立地する地方自治体への寄附は対象外となっており、結果として、都市から地方へ税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる仕組みになっている。
- そもそも、企業が立地していない地域への税収移転は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。しかも、国が対象事業を認定することによって、実質的に地方税の納付先が変わるという制度は、地方の課税権の侵害につながるものである。さらには、法人税は交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼすなど、この制度は多くの問題点を含んでいる。企業版「ふるさと納税」は、税制の本質を歪める場当たりの措置であり、抜本的に見直すべきである。